

**公益社団法人 函館市医師会**  
**定款施行細則**

# 公益社団法人函館市医師会定款施行細則

## 第1章 総 則

(目 的)

- 第1条 公益社団法人函館市医師会（以下「本会」という。）定款第72条の規定に基づき、函館市医師会定款施行細則を定める。
- 2 この細則に記載されていない事項に関しては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令又は定款及び会員総会議事規則の定めによる。

## 第2章 会 員

(入会申込書、退会届出書及び異動報告書)

- 第2条 定款第7条及び第8条の規定に基づく会員の入会申込書、退会届出書及び異動報告書の様式は、理事会が定める。

(本会入会年月日)

- 第3条 本会への入会については、本会に提出された入会申込書に記載してある入会年月日をもって、本会の入会年月日とする。

(本会退会年月日)

- 第4条 本会からの退会については、本会に提出された退会届出書に記載してある退会年月日をもって、本会の退会年月日とする。
- 2 定款第14条（会員の制裁）の審議にかかっている会員については、前項の規定は適用しない。

## 第3章 役員 の 選 任

(役員選任の細則)

- 第5条 定款第29条第1項の規定に基づく役員を選任は、定款第24条第3項の定めによる。
- 2 その細則については本章の定めるところによる。

(選任期日の告示)

- 第6条 役員を選任の期日は、少なくとも2週間前までに、告示（書面による会員への通知）しなければならない。

(立候補届出)

- 第7条 役員候補者となろうとする者は、その選任の期日の1週間前までに、文書で、その旨を本会事務局に届け出なければならない。
- 2 前項の届出は、午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(推薦届出)

第8条 役員の候補者となろうとする者が他の会員の推薦を受ける場合には、推薦者全員の名前を記載した文書を、候補者本人の承諾書を添えて、前条の期間内に、本会事務局に届け出なければならない。

(役員候補者の議案提出)

第9条 第7条及び前条の規定に基づく役員候補者は、理事会がこれを会員総会の議案として提出する。

(立候補届出書等の様式)

第10条 立候補届出書、推薦届出書、承諾書及び候補辞退届出書の様式は、理事会が定める。

(候補辞退)

第11条 候補者は、当該選任の決議が行われるまでに、文書で本会事務局に届け出て、その候補者たることを辞することができる。

(候補者一覧表の作成)

第12条 事務局は、立候補届出又は推薦届出の締切後、候補者一覧表を作成しなければならない。

2 前項の一覧表における候補者の氏名の記載の順序は、年齢順とする。

(候補者一覧表の配付)

第13条 候補者一覧表は、選任の当日、会長はこれを会員総会に出席した会員に配付しなければならない。

(候補者の氏名掲示)

第14条 会長は、選任の当日、投票所内に、候補者の氏名を掲示しなければならない。

2 前項の候補者の氏名の掲示の順序は、候補者一覧表の記載の順序による。

3 第11条の規定による候補の辞退があった場合においては、氏名掲示の中から、当該候補者の氏名を抹消する。

(選任の方法)

第15条 役員を選任する議案を決議するに際しては、議長は賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。

2 役員の選任を投票によって行う場合には、次条から第22条の規定により行う。

(投開票立会人)

第16条 議長は、出席会員の中から、投開票立会人3名を指名し、投票及び開票に立ち合わせなければならない。

(開票管理人)

第17条 議長は、出席会員の中から、開票に関する事務を担当させるため、開票管理人3名を指名しなければならない。

(投票用紙)

第18条 投票用紙の様式は、理事会が定める。

(投票の方法)

第19条 投票の方法は、所定の投票用紙による記名投票とする。

(無効投票)

第20条 次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の用紙を用いないもの
- (2) 候補者選任の賛否が判じ難いもの
- (3) 投票者の記名がないもの

(投票の効力)

第21条 投票の効力は、投開票立会人の意見を聞き、開票管理人が決定する。

(開 票)

第22条 開票管理人は、投開票立会人立会の上投票箱を開き、先ず投票を調査し、投開票立会人の意見を聞き、その投票を受理するかどうかを決定しなければならない。

2 開票管理人は、投開票立会人とともに投票を点検し、その点検が終わったときは、直ちに、その結果を議長に報告しなければならない。

(当選人の決定)

第23条 役員を選任においては、議決権の過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を当選人とする。

2 当選人を定めるにあたり得票数が同じであるときは、議長がくじで当選人を定める。

(当選人決定の報告)

第24条 当選人が決定したときは、議長は、すみやかに、当選人の氏名及び得票数、その選任における各候補者の得票数その他必要な事項を、その会員総会に報告しなければならない。

(選任当日の補欠の選任)

第25条 候補者が定数に達しないときは、理事会の意見によって、当該選任の当日においても、補欠の選任を行うことができる。この場合においては、第6条から第8条まで(期間に関する部分の規定)並びに第12条、第13条及び第14条第2項の規定は、適用しない。

(当選証書の交付)

第26条 理事会は、当選人に対して、当選証書を交付する。

(選任の疑義)

第27条 選任に関する疑義は、理事会において協議し、議長が会員総会に諮って決定する。

## 第4章 議長及び副議長の選任

(仮議長)

第28条 会員総会の議長及び副議長を選任する議案を決議するに際しては、当該会員総会において、出席会員の年長者の中から仮議長を選出し、議長が選任されるまでの間、議長の職務を行わせる。

(会員総会の議長及び副議長の選任)

第29条 定款第20条の規定に基づく会員総会の議長及び副議長を選任する議案を決議するに際しては、議長並びに仮議長は賛否を確認できるいかなる方法によることもできる。  
2 前項の議案を投票により行う場合には、役員を選任に関する規定を準用する。

## 第5章 裁定委員の選任

(裁定委員の選任)

第30条 定款第50条の規定に基づく裁定委員を選任する議案を決議するに際しては、役員を選任に関する規定を準用する。

## 第6章 雑 則

(改 廃)

第31条 この規則の改廃は、会員総会の決議を経て行う。

附 則

この定款施行細則は、平成23年4月1日から施行する。  
平成26年6月19日第171回定時会員総会に於いて一部改正。